



サッカーファミリーの皆様

長野県サッカー協会選手登録料（分担金）について

新型コロナウイルス感染防止対応において活動自粛をお願いしていましたが、主催事業の一部を6月より段階的に再開していくことになりました。

この度、日本協会では、経済的に大きな影響を受け困窮しているサッカーファミリーの皆様に対する支援施策の一環として、自己申請に基づき2020年度の日本協会サッカー・フットサル選手登録料（分担金）を免除の対象とすることになりました。同様に北信越協会も登録全選手を対象として免除の対象とすることになり、チームでの一括申請手続きをお願いしています。

さて、本協会では、登録料を貴重な原資として、県全体の普及・育成・強化を事業として推進しています。今回コロナ禍により、中止・延期となった事業も多くあり、選手・スタッフ・関係者の皆様が日々大変な思いをされていると推察いたします。本協会では2020年度予算の収入原資に選手登録料を組み込んでいて、免除の対象となった場合、事業活動に大きな影響を及ぼすことが予想され、また次年度以降の財政逼迫にもつながる可能性があることから、**選手登録料（分担金）については免除の対象としないことを理事会で決議いたしましたので、皆様のご理解をお願いいたします。**

※日本協会では選手登録料について以下のように説明しています。

加盟チーム規則に定められている通り、加盟登録いただくことによって、チームが拠点を置く都道府県サッカー協会の組織単位として、その施策に関与することができることや、JFA・地域サッカー協会・都道府県サッカー協会が主催する競技会に、チームが参加すること等ができます。

またJFA・地域サッカー協会・都道府県サッカー協会は、サッカーの普及・育成・強化のために各種事業の推進、協会の運営強化等を行っていますが、皆様から納めていただいた登録料(分担金)は、その原資として活用させて(分担して)いただいているものです。



NAGANO PREF. FOOTBALL ASSOCIATION

なお、日本協会では地域・都道府県サッカー協会や各種連盟分の登録料については、各団体の自主判断に委ねるとし、各団体で判断・対応することとなっており、現時点では全国の9地域、47FAの6割は免除対象としない方針としています。

今回、登録料を免除の対象としないと決定したことにより、原資としての登録料収入の一部を協会事業推進費用と平行して、感染防止対策に関わる人的・物的経費へ充当し、登録選手やサッカーファミリーの皆様に対しての支援としたいと考えます。

※支援案

- ①中止となった事業の代替事業開催及び新事業開催（起案書の提出要）
（※2020年度長野県中学校サッカー選手権大会開催における費用支援）
- ②登録チームを対象とした大会等での感染予防対策として使用する物品の支援
（アルコール消毒液、除菌シート、経口補水液等）
- ③その他、各委員会で現場の実情に沿った感染予防対策を実施する上で、必要と思われる支援案を提出していただき、コロナ特別委員会で審議・決定する。

以上、大変心苦しいのですが、この様な状況下で協会として登録料を免除の対象としない決議をいたしました。今後に向け事業を継続し、サッカー環境整備を更に進めていくためにも皆様のご協力をお願いいたします。

2020年7月7日

一般社団法人長野県サッカー協会

会長 松田 正己